

令和5年度 保存版

令和5年4月吉日

保護者様

京都市立太秦中学校
校長 岩本 公作

台風や地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

本校におきましては、台風等により「京都南部」又は「京都・亀岡」に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合（これ以下の震度であっても、校区内に甚大な被災状況が確認された場合等）、「大雨警報」「洪水警報」等が発表され、長期間の継続が見込まれる場合、または太秦・南太秦学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。

また、このプリントは各ご家庭で必ず保管して下さい。

記

1. 「暴風警報」が発令された場合

(1) 登校前に発令

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- | | | | |
|--------------------|---|---------------------------|-------------------|
| ・午前 7時までに解除になった場合 | … | 平常授業 | (8 : 30 登校・給食有り) |
| ・午前 9時までに解除になった場合 | … | 3校時から始業(10:30登校・昼食(給食)有り) | |
| ・午前 11時までに解除になった場合 | … | 5校時から始業(12:50登校・昼食(給食)なし) | |
| ・午前 11時現在、警報発令中の場合 | … | 臨時休業 | |

(2) 登校後に発令

- 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

2. 「特別警報」が発令された場合

- (1) 午前0時までに解除になった場合は、5校時から始業(12:50登校・昼食(給食)なし)
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は、「当日」は臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

3. 京都市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。学校所在的右京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - 下校後から午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時から登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡させていただきます。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡させていただきます。
- (3) 在校中に発生した場合は、生徒の引き渡しを実施いたします。非常時下校カードに記入していただいている方は、速やかな来校をお願いいたします。

裏面あり

4. 「大雨警報」「洪水警報」等が発表され、長期間の継続が見込まれる場合

- 気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合、ホームページ等により最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

5. 避難指示が発令された場合 (水害の避難指示について)

- 本校の校区である太秦・南太秦学区は「天神川」、南太秦学区は「桂川（下流）」の浸水想定区域であるため、避難指示の発令対象地域です。太秦・南太秦学区に「避難指示」が発令された場合には、暴雨警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【洪水予報河川における水位観測所と避難情報の発令対象学区】

<天神川>

| 水位観測所 | 行政区 | 第1発令地域 | 第2発令地域 | 第3発令地域 | 第4発令地域 | 第5発令地域 |
|-------|-----|--------|-----------------------------------|-----------------------------|--------|-------------------|
| 西院 | 北区 | 衣笠、金閣 | 大將軍、柏野 | — | — | — |
| | 上京区 | — | 翔鸞、仁和 | — | — | — |
| | 中京区 | — | 朱雀第二、朱雀第四、朱雀第八 | 朱雀第一■、朱雀第三■、朱雀第五、朱雀第六、朱雀第七■ | — | — |
| | 下京区 | — | — | 七条■、七条第三■、西大路■ | — | 大内■、光徳■ |
| | 南区 | — | — | 祥豊■ | — | 唐橋■、吉祥院■、祥栄■、上鳥羽■ |
| | 右京区 | 山ノ内 | 太秦、常磐野、花園、御室、宇多野、安井、西院第二、西京極■、葛野■ | 南太秦■、西院第一、梅津■、北梅津■ | — | — |
| | 伏見区 | — | — | — | — | 下鳥羽■ |

<桂川（下流）>

| 水位観測所 | 行政区 | 第1発令地域 | 第2発令地域 | 第3発令地域 | 第4発令地域 | 第5発令地域 |
|-------|---------------|-------------------|-------------------------------------|--------|--------|----------------|
| 天竜寺 | 右京区 | 嵯峨、嵐山 | 嵯峨野、梅津■、北梅津■ | — | — | 南太秦■ |
| | 西京区 | 嵐山東 | 松尾 | — | — | — |
| 桂 | 下京区 | — | — | — | — | 七条■、七条第三■、西大路■ |
| | 南区 | 上鳥羽■、久世▲■ | 吉祥院■、祥豊■、祥栄■ | — | 唐橋■ | 九条塔南■ |
| | 右京区 | — | 梅津、西京極■、葛野■ | — | — | 南太秦 |
| | 西京区 | 桂川、桂東、桂徳、川岡東、松尾 | 川岡 | 桂 | — | 櫻原 |
| | 伏見区 | 横大路▲■、久我▲■、久我的杜▲■ | 住吉▲■、板橋▲■、南浜▲■、下鳥羽▲■、納所▲■、羽束師▲■、淀▲■ | — | 竹田▲■ | — |
| | 伏見区 (深草支所) | — | — | — | — | 藤森▲■ |

【家庭での啓発のお願い】

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。
大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いいたします。

以上、お子たちにも、その旨ご指導いただきますよう、お願いいたします。